令和 ８年５月２５日

事業主　殿

令和８年度　　堺労働基準協会

有機溶剤従事者教育　開催のご案内

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は当協会の運営につきまして、格別のご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
有機溶剤中毒の予防対策の実効をあげるためには、事業者が行う労働衛生管理に加えて、個々の労働者が有機溶剤の毒性及び予防対策の必要性を正しく理解し、事業者が行う諸対策に積極的に協力することが重要とされております。しかし、有機溶剤中毒の発症事例を見ると、労働者に対する労働衛生教育が行われていないか、又は不十分であることが原因とされているものが相当数にのぼっています。

このようなことから、昭和５９年６月２９日基発第３３７号通達に基づき、有機溶剤業務に従事する方々を対象にした就業時教育（特別教育に準じた教育）です。

記

１．日　時　　**第１回：令和 ８年 ８月 ７日（金）　9:50～15:40**（受付開始30分前から）
第２回：令和 ９年 ２月 ９日（火）　9:50～15:40（受付開始30分前から）

２．会　場　　堺労働基準協会会議室　堺市堺区中安井町３丁４－１１
（旧大和産業ビル２階）

３．教育科目（４.５時間）

１）有機溶剤により疾病及び健康管理	60分
２）作業環境管理	120分
３）保護具の使用方法	60分
４）関係法令	30分

４．講習料　　会員　１名 8,800円（受講料7,810円(非課税)、ﾃｷｽﾄ990円（消費税込み））
会員外 １名10,800円（受講料9,810円(非課税)、ﾃｷｽﾄ990円（消費税込み））
（*当協会は、免税事業者であり、受講料に関して消費税は徴収しておりませんのでインボイス未登録です。）

５．定　員　　４０名（定員になり次第締切ります）

６．申込期日　受講日の２週間前まで

７．申込み　受講申込書、受講料を添えて**堺労働基準協会（ファックス可）**まで申込み下さい。
（銀行振込の場合）
①振込先：三井住友銀行　堺支店　普通預金　0961938　堺労働基準協会
②申込書を堺労働基準協会にFAX(072-232-7000)の上、着信確認願います。
③申込後１週間以内に講習料全額を振込み下さい。
振込なき場合はｷｬﾝｾﾙとします。振込確認後、受講票・ﾃｷｽﾄを着払で送付します。

８．その他　　＊振込み以降のキャンセル、当日欠席されても講習料は返金いたしません。
＊駐車場はありません。公共交通機関を利用下さい。
＊昼食は各自で済ませて下さい。
＊全講習時間を受講された方に修了証を交付します。
＊受講期間中の災害事故については、当協会は一切関知いたしません。
＊問合せ先：堺労働基準協会（TEL 072-233-5396）へ連絡下さい。